

平成24年3月6日

車両の検査期限を超えた車両の運行について

1. 概 況

札幌運転所（札幌市手稲区曙1条3丁目1-1）所属の車両において、当社で定めた車両の検査周期を超過し運行していたことが判明しました。

3月5日 旭川13時41分発 岩見沢行き普通列車として運行を終えた車両（711系：3両編成）について本来岩見沢駅到着後仕業検査を施行し、その後岩見沢20時04分発 札幌行き普通列車として使用することになっていましたが、仕業検査を行わず別行路（岩見沢～江別：回送列車及び江別16時45分発手稲行き普通列車）へ変更することとなり、結果この区間について検査期限を超過したものです。

これは、翌日（6日）旭川6時25分発手稲行き普通列車（3両編成）に岩見沢駅で連結（3両編成）を予定していた車両に不具合が発生したため、『（岩見沢～江別：回送列車及び江別16時45分発手稲行き普通列車の予定）』の車両を急遽救援車両として使用したことから運用変更が発生し、該当車両（検査期限切れた車両）の仕業検査を行わず、当該区間を運転させたためです。

2. 車両編成及び車両番号

711系電車 S115編成（カ711-115、カ711-215、モ711-115）

3. 検査期限を超えて運行した区間及び時間

（1）超過区間 函館線 岩見沢～江別～手稲 51.2km
（岩見沢～江別は回送列車：19.6km）
（江別～手稲は営業列車：31.6km）

（2）超過時間：1時間25分

4. 原 因

現場の車両運用担当者が、車両の運用が変更となった際、仕業検査の期限を確認しなかったため。

5. 対 策

本社から各現場へ発生事象の周知と、運用変更が発生した際の定期検査期限の確認について再指導しました。また、現場管理者が運用担当者に再教育を実施します。

6. 付 記

（1）仕業検査とは、車両の使用状態に応じ、水・油・制輪子等消耗品の補充取替ならびに台車、モーター、ブレーキ装置の状態及び作用について外部から行なう検査で、144時間以内の周期で施行することとしています。

（2）当該車両の仕業検査は、2月28日（火）岩見沢運転所において施行し、16時18分から運行を開始していました。